

令和 6 年度

岩手山麓農業水利事業

間接流域向井沢取水堰堤排砂流路他補修(その 2)工事

特 別 仕 様 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

岩手山麓農業水利事業間接流域向井沢取水堰堤排砂流路他補修（その2）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、岩手山麓農業水利事業計画に基づき、向井沢取水堰堤、向井沢管理橋、逆川取水堰堤及び岩洞ダム取水塔の補修等を行うものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市藪川地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）向井沢取水堰堤補修工

表面被覆工	A = 294 m ²
ひび割れ補修工	L = 5.6 m
仮設工	1 式

（2）向井沢管理橋補修・補強工

表面被覆工	A = 196 m ²
ひび割れ補修工	L = 3.0 m
断面修復工	A = 7.0 m ²
炭素繊維接着工	A = 175 m ²
仮設工	1 式

（3）逆川取水堰堤補修工

表面被覆工	A = 47 m ²
ひび割れ補修工	L = 5.5 m
断面修復工	A = 31 m ²
既設鋼構造物撤去工	1 式
仮設工	1 式

（4）岩洞ダム取水塔補修工

断面修復工	A = 29 m ²
付帯工	1 式

4. 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事における施工期間は、下記のとおりとする。

向井沢取水堰堤	令和6年9月11日～令和6年12月10日
逆川取水堰堤	令和6年9月11日～令和6年12月10日
岩洞ダム取水塔	令和6年9月11日～令和6年12月10日

向井沢取水堰堤、逆川取水堰堤及び岩洞ダム取水塔について、取水に係る構造物以外の施工は、上記工程制限の対象外とする。

逆川取水堰堤について、河川（丹藤川）区域内の施工は、令和6年11月1日以降とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、休日90日見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年7月19日から令和7年1月31日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年7月18日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は礫質土を想定している。

2. 保安対策

（1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

（2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無
県道荻川川口線 仮設道路出入口 （仮設道路造成・撤去時）	1名/日	1名	昼間	無

3. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

本工事の施工に際しては、岩手県企業局と十分な打合せを行い善良な管理使用を行うものとし、不具合が生じた場合の処置は発注者と協議するものとする。

また、隣接地権者とトラブルを生じないように、十分に連絡調整を行わなければならない。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

5. 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1章1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

6. その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき仮設道路、仮締切を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修及び維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 土取場、建設発生土受入地

(1) 土取場

1) 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	採 取 量	摘要 (使用目的)
向井沢土取場	盛岡市薮川字外山	670m ³	向井沢取水堰堤 (仮設道路盛土、 大型土のう)
薮川土取場	盛岡市薮川字日向78-1	1,000m ³	逆川取水堰堤 (仮設道路盛土、 大型土のう)

2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。

(2) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとお

りである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘要
藪川建設発生土受入地	盛岡市藪川字日向25-1	860m ³	向井沢取水堰堤
		1,300m ³	逆川取水堰堤

3. 除雪

本工事において除雪は計上していないが、施工に伴い必要となった場合は、別途、監督職員と協議するものとする。なお、除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法、写真等）を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図-1、2、3、4、5」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用に当たっては、「別紙-2 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （2）発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 貸与資材等

1. 貸与資材および支給品

貸与資材および支給品は下表のとおりとし、貸与期間は工事の期間内とする。

なお、貸与資材の返却について、敷鉄板の返却方法については、監督職員の指示によるものとし、その他は建設資材廃棄物として処理するものとする。

（1）貸与資材

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
ポリエチレン管	φ1500 4.0m/ 本	本	12	向井沢取水堰堤
ポリエチレン管	φ1500 5.0m/ 本	本	2	〃
ポリエチレン管継手	φ1500用	式	1	〃
大型土のう	1.0t用	袋	95	〃
盛土材	岩ずり	m ³	580	〃
舗設材	C-40、t=10cm	m ²	89	〃
ポリエチレン管	φ1500 5.0m/ 本	本	6	逆川取水堰堤
ポリエチレン管継手	φ1500用	式	1	〃
大型土のう	1.0t用	袋	341	〃
盛土材	岩ずり	m ³	990	〃
遮水シート	厚1.0+10.0mm	m ²	128	〃
敷鉄板	22×1524×6096	枚	52	〃

(2) 支給品

名称	規格	単位	数量	備考
超高強度繊維コンクリートパネル	t=50mm	m ²	97	向井沢取水堰堤
レジンコンクリートパネル	t=10mm	m ²	23	〃
レジンコンクリートパネル	t=20mm	m ²	47	逆川取水堰堤

向井沢取水堰堤の超高強度繊維コンクリートパネルはアンカー、レジンコンクリートパネル(t=10mm)は、グラウト材およびアンカーも含む。

2. 引渡し場所

岩手県盛岡市薮川地内

3. 引渡し時期

監督職員と打合わせのうえ決定するものとする。

4. 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 石材及び骨材

再生クラッシュラン RC-40

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

SD345

(3) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラフ [°] (cm)	粗石材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメントの種類 による記号	使用目的
基礎 コンクリート	18	8	40	65%以下	BB	管理橋補強工
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55%以下	BB	管理橋補強工

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合は20mmの使用を可能とする。

(4) 表面被覆材（無機系）

表面被覆工（無機系）に使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同

等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm 以下（中性化速度係数 $18 \text{ mm}/\sqrt{\text{年}}$ 以下）
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。乾湿・温冷繰返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日養生）	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案）（材齢 28 日、10 時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5 以下、HPFRCC：2.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148（A 法） 凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85% 以上

（5）表面被覆材（パネル）

表面被覆工（パネル）に使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
促進対候性試験	JSCE-K 511 キセノンアークランプ式 4,000 時間又はサンシャインカーボンアーク灯式 2,400 時間	膨れ、ひび割れ、剥がれ、変形がないこと
アンカー引抜強度試験	社団法人 日本建築あと施工アンカー協会技術部会「あと施工アンカー試験方法」 3 本以上	設計引張強度以上
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案）（材齢 28 日、20 時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5 以下、有機系：0.5 以下
グラウト材の膨張率試験	JSCE-F 533 材齢 7 日	膨張率 0.0% 以上
グラウト材の圧縮強度試験	JSCE-G 505 材齢 28 日	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上
	JSCE-D 104	気中製作供試体の圧縮強度に対す

試 験 方 法 等		規 格 値
	材 齢 28 日	る水中作業供試体の圧縮強度比率が80%以上

(6) ひび割れ充填材

ひび割れ充填工に使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
付着強度試験	JSCE-K 561 (標準条件)	1.5N/mm ² 以上
長さ変化率	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下

(7) 断面修復材

断面修復工に使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10% で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰り返し条件 1.0N/mm ² 以上
		温冷繰り返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm 以下 (中性化速度係数 18 mm/√年以下)
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 1.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85% 以上

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監

監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物	備 考
表面被覆材（無機系）	カタログ・配合報告書・試験成績書	
表面被覆材（パネル）	カタログ・試験成績書	
ひび割れ補修材	カタログ・配合報告書・試験成績書	
断面修復材	カタログ・配合報告書・試験成績書	
炭素繊維シート	カタログ・試験成績書	
鉄筋	カタログ	
コンクリート	配合報告書・試験成績書	
境界杭	カタログ	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
表面被覆材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
表面被覆材（パネル）	外観・形状・寸法	当日入荷数から任意の1点を対象に外観・形状等の確認を行う。
ひび割れ補修材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
断面修復材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
砕石	RC-40	盛岡市
H型鋼	250×250×9×14	金ヶ崎町

5. 工事に使用する砕石について

受注者は、工事で使用する砕石を現場に搬入する前に、砕石が採取された箇所の砕石採取に係る関係法令の許可許認可の写しを監督職員に提出しなければならない。

（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第10章 施 工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）検測又は確認（施工段階確認）

1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期について

は、監督職員の指示により変更する場合がある。

- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象
共通工事	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	—
		地質状況	地質状況	—
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	—
	指定仮設仮設道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所	—
補修工	下地処理	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所	—
	表面被覆工（無機系）	厚さ、外観	初期施工段階で1箇所	—
	表面被覆工（パネル）	側壁高さ、幅、アンカー打設数、グラウト注入量、外観	初期施工段階で1箇所	—
	ひび割れ充填工	延長、溝はつりの幅及び深さ、充填量	初期施工段階で1箇所	—
	断面修復工	長さ、幅及び厚さ、外観	初期施工段階で1箇所	—

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資源の利用

受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	仮設ヤード（逆川取水堰堤）

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋・有筋)	(有)西根企業	滝沢市後 5 2 5 - 3	8時～17時	中間処理 施設
廃プラスチック	(株)長内水源工業	滝沢市上中村 1 - 4	8時～17時	最終処分 施設

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

1) 掘削

①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

②掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

③法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

1) 締固め方法

埋戻し及び盛土は事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

6. 補修工及び補強工

(1) 準備工

1) 汚泥やゴミ等が堆積し、または樹木や植生等があり工事の支障となる場合は監督職員と協議する。

2) 湧水や降雨が現場内に流入する場合は、止水又は導水処理及び水替え等について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨や降雪対策、養生温度の確保等のため、必要に応じ、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 下地処理

1) コンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的

な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

- 2) 標準洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、高圧・超高压洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第 10 章 2.(1) 1) ③品質管理に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

(3) 補修範囲の状況確認

下地処理の終了後に、図面を基に補修箇所の劣化状況を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真及びスケッチ等で劣化状況を記録するものとする。

(4) 表面被覆工（無機系）

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せず付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸（凸凹）の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

ローラー、金コテ等により空気が混入しないよう注意し塗布するものとする。

以上の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じて養生シート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6) 表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。補正係数Kは、0.18とし補正係数には吹付け時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。使用した材料の空袋により使用量の確認を考慮しており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 表面被覆工（パネル）

1) 表面被覆材等

使用する被覆材については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

なお、必要に応じて、事前にアンカーボルトの引抜強度を確認する。アンカー引抜強度試験において引抜強度が品質規格を下回った場合は、打設アンカーの数量を見直す。

2) 不陸調整

不陸（凸凹）が大きい箇所等、必要に応じて、既設コンクリート表面の不陸調整を行う。

3) パネル取付

事前に既設コンクリートにドリル等で穿孔のうえ内部を清掃し、パネルにはアンカー挿入孔とパネル背面に既設コンクリートとの間隔を確保するスペーサーを取り付け、その後、パネルと既設コンクリートのアンカー孔を合わせ、アンカーを打設してコンクリートパネルを取り付けるものとする。

4) パネル目地

パネルの継目部にプライマーを塗布し、乾燥後に目地材を充填する。充填後は、ヘラ等で平滑に仕上げ、養生を行うものとする。

5) グラウト注入

既設コンクリートとパネルの間にグラウト材を注入し、注入後は、所定の期間養生を行う。

グラウトの打設圧力でパネルの変形が想定される場合は、必要に応じて支保工を設置する。その際、監督職員と協議するものとする。

6) 仕上げ

天端及び上下流端部等をシーリング材などにより仕上げるものとする。

(6) ひび割れ充填工

1) ひび割れは図面に示すとおりの溝はつりを行い、溝内面の汚れ粉等を除去した後プライマーを塗布し充填材を充填し、ヘラ、コテ等を用いて表面を平滑に仕上げるものとする。

2) ひび割れ充填材の材料使用量確認について

ひび割れ充填材の材料使用量については、設計量 $\times(1+K)$ で計上している。補正係数 K は、0.19とし補正係数には練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。使用した材料の空袋により使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(7) 断面修復工（左官工法）

1) 下地処理後に鉄筋が露出している場合は、補修工法について監督職員と協議するものとする。

2) プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

3) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。

修復厚が3 cm以上ある場合は、1層を3 cm以内とし複数層に分けて施工しなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。

養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4) 断面修復材の材料使用量確認について

断面修復材の材料使用量については、設計量×（１＋K）で計上している。補正係数Kは、0.11とし補正係数には練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。

使用した材料の空袋により使用量の確認を考慮しており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 現場発生材

本工事で発生する現場発生材については、重量を計測した後に以下に示す搬出場所へ運搬、荷卸をするものとする。

その後、共通仕様書第1編1-1-21に基づき、重量を計測した記録を付して工事現場発生材報告を提出し、監督職員へ引渡さなければならない。

受注者は工事現場発生材報告を提出するまでの期間において、盗難等の無いように善良な管理をしなければならない。

搬出場所	搬出予定量	摘 要
岩手県盛岡市好摩字芋田向井85-6	7.3ton	逆川取水堰堤

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

- 1) 補修工（表面被覆、ひび割れ補修、断面補修）及び補強工の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）令和5年3月」により実施するものとする。

① 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測 定 基 準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね50～100mごとに1箇所割合で処理面を目視確認する。50m未満は2箇所確認する。
表面被覆工（無機系）	被覆厚さ	基準値： 側壁 +3mm、-0mm 底版 +7mm、-0mm 規格値： 側壁、底版 -0mm	施工延長概ね50mごとに1箇所割合で測定する。50m未満は2箇所測定する。1箇所につき3点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね50～100mごとに1箇所割合で被覆面を目視確認する。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測 定 基 準
			50m 未満は 2 箇所確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
表面被覆工 （パネル）	高さ	基準値： $\pm 15\text{mm}$ 規格値： -25mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。
	幅	基準値： $+25\text{mm}$ 、 -15mm 規格値： -25	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。
	アンカー打設数	設計本数以上	スパン毎本数及び全数を測定する。
	グラウト注入量	設計量以上	注入ブロック毎の注入総量を確認する。
	外観	施工面に欠損、ひび割れ、膨れ、たわみ、接着材塗布又はアンカー設置の不良等がないこと	施工延長概ね 50 ～ 100m ごとに 1 箇所の割合で施工面を目視及び打音確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
ひび割れ充填工	延長	基準値： -0mm 規格値： -0mm	各補修箇所
	溝はつり幅	基準値： -0mm 規格値： -0mm	各補修箇所 ただし、1 箇所当たりの施工延長が 10m 以上の場合は施工延長概ね 10m ごとに 1 箇所の割合で測定する。
	溝はつり深さ	基準値： -0mm 規格値： -0mm	各補修箇所 ただし、1 箇所当たりの施工延長が 10m 以上の場合は施工延長概ね 10m ごとに 1 箇所の割合で測定する。
	充填量	基準値：設計量以上 規格値：設計量以上	充填総量を確認する。
断面修復工 （左官工法）	長さ	基準値： -0mm 規格値： -0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値： -0mm 規格値： -0mm	各補修箇所とする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測 定 基 準
	厚さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。 但し、小規模補修（概ね1m ² 未満）は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。
鉄筋処理	外観	錆除去： 鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布： 塗り残し、塗りむら等がないこと。	同左

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
下地処理		施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値を撮影する。
表面被覆工 （無機系）		施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。
表面被覆工 （パネル）	表面被覆	施工延長概ね 50m～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、左右側壁の高さ、底版及び頂部における幅、面積測定状況及び付着強度試験、表面含水率測定の測定値を撮影する。
	アンカー打設等	施工延長概ね 50m～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	アンカー打設の施工状況、単位当たり打設本数及びアンカー引抜き強試験の測定値を撮影する。
	グラウト注入等	施工延長概ね 50m～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	グラウト注入の施工状況、使用機械及びグラウトの練り混ぜ、配合状況を撮影する。
		全 1 回	グラウトの注入量が分かるもの（空缶等）を撮影する。
ひび割れ充填工		施工延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
		50m 未満は2箇所撮影する。	補修箇所の溝はつりの幅と深さ、延長を撮影する。
		全1回	材料の総使用量がわかるものを撮影する。
断面修復工 (左官工法)	断面修復工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。50m 未満は2箇所撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	断面修復工	全1回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試 験 方 法	規 格 値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度試験	単軸引張試験	側壁：個々の試験値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3個の試験値の平均値が 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が 0.85N/mm ² 以上	下地処理後500m ² ごとに3箇所、1箇所当たりの試験数は3個
表面被覆工 (無機系)	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取。作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製： 表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度： 500m ² ごとに1回
	付着強度試験	単軸引張試験	側壁：個々の試験値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3個の試験値の平均値が 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が 0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² ごとに3箇所、1箇所当たりの試験数は3個

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
表面被覆工 (パネル)	アンカー引抜強度試験	社団法人日本建築 あと施工アンカー 協会技術部会「あ と施工アンカー試 験方法」	設計引抜強度以 上の引張加力で 抜けだし等の変 化がないこと。	表面被覆前 全施工本数の 0.5%又は3本 のうちいずれか多 い本数以上
	グラウト材の流動性試験	JSCE-F 541	流加時間 6 ± 2 秒	1日に2回(午 前、午後各1 回)
	グラウト材の圧縮強度試験(材 齢28日)	JSCE-G 505 供試体: 円柱供試体(ϕ 50mm $\times$ 100mm)1 回につき4本採 取。 作成16時間以上3 日以内に脱型し、 材齢28日まで 20°C $\pm 2^{\circ}\text{C}$ の湿潤状態 で養生	$21.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	①供試体の作 製: パネル工のグラ ウト施工中のモ ルタル練り混ぜ 中のものから採 取。 ②試験頻度 1m ³ 毎に1回、 又は1日に1回
断面修復工 (左官工 法)	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体:円柱試験 体(ϕ 50mm $\times$ 100mm)を1回につ き3本採取。作成 1日後に脱型し、 材齢28日まで 20°C $\pm 2^{\circ}\text{C}$ の水中養生。	$21.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	①試験体の作 製: 表面被覆工施 工中の材料練り 混ぜ中のものか ら採取 ②試験頻度: 施工延長概ね5 0~100mごとに 1回。

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によ

りこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 補修箇所、補修範囲、工法、数量等に変更または追加が生じた場合。
- (2) 現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合。
- (3) 既設構造物との接続部の状況により施工範囲を変更する場合。
- (4) 仮設計画に変更が生じた場合。
- (5) 貸与資材及び支給品が使用できないと判断される場合。

- (6) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合。
- (7) 建設発生土受入地の位置及び処理方法に変更が生じた場合。
- (8) 水替工が必要となった場合。
- (9) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (10) 伐開が必要となった場合。
- (11) 安全施設等の付帯施設の設置が必要となった場合。
- (12) 水門設備等の設置が必要となった場合。
- (13) 原形復旧が必要となった場合。
- (14) 蕨川土取場の土砂及び仮設材の移動が必要となった場合。
- (15) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合。
- (16) 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査等の対象工事となった場合。
- (17) 遠隔確認の試行を行う場合。
- (18) 第13章5.(1)～(4)に基づく確認により変更が生じた場合。
- (19) その他両者協議の上、必要と認めた場合。

第13章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書(土木共通仕様書 様式6-1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（土木共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、土木共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理

技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答する。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及

び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

7. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) ①～⑥の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇

所) より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1) 用水・電力等の供給設備 2) 緑化・花壇 3) ライトアップ施設 4) 見学路及び椅子の設置 5) 昇降設備の充実 6) 環境負荷の低減
営繕関係	1) 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2) 労働宿舍の快適化 3) デザインボックス(交通誘導員警備員待機室) 4) 現場休憩所の快適化 5) 健康関連設備及び更生施設の充実等
安全関係	1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2) 盗難防止対策(警報器等) 3) 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1) 地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) 2) 完成予想図 3) 工法説明図 4) 工事工程表 5) デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 6) 見学会の開催(イベント等の実施含む) 7) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 8) パンフレット・工法説明ビデオ 9) 社会貢献

9. 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となるこ

とをいい対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

- 2) 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

- 1) 補正係数

	4 週 8 休以上
現場閉所率	28.5%（8 日 / 28 日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

- 2) 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれ

の経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

1) 補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『向井沢取水堰堤、逆川取水堰、岩洞ダム取水塔（以下、施工箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出

する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所ごとに設定する。一般管理費等については、施工箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により別箇所として扱う箇所は、第13章12の箇所とする。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17. 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工 技術活用工事」（受注者希望型）である。

(2) 定義

1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。

2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。対象は、土工を含む工事とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(3) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の（4）～（10）による情報化施工技術活用工事を行うことができる。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

(4) 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

(5) 情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）

して測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、情報化施工活用とする。

なお、監督職員と協議する。

ア TS等光波方式を用いた起工測量

イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量

エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量

カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

キ RTK-GNSSを用いた起工測量

2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や（1）で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。

3) ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。

ICT建設機械による施工においては、受注者は2)で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。

ア. 3次元MC又は3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術（MC）又は、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いて実施する。

○ ICT建設機械による施工

・MC（マシンコントロール）ブルドーザ、MCバックホウ

・MG（マシンガイダンス）ブルドーザ、MGバックホウ

・MCモータグレーダ

4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、3)による工事の施工管理において、次のア～ケから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。

ア TS等光波方式を用いた出来形管理

イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

ウ UAV空中写真測量を用いた出来形管理

エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理

カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- キ R T K - G N S S を用いた出来形管理
- ク 施工履歴データを用いた出来形管理
- ケ モバイル端末を用いた出来形管理

- (6) 上記(5) 1)～4)を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCAD データを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものである。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 間接流域大川取水路他調査設計業務報告書	
2 第一発電所導水路圧力隧道他補足設計業務報告書	
3 間接流域取水堰他調査測量設計業務	
4 図面のCAD データ	

- (7) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

- (8) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

- (9) 情報化施工技術活用工事の費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。

また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

- (10) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 補修工	排砂門流路			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	97.000	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (パネル)	超高強度繊維補強コンクリートパネル工	m ²	97.000	支給品
(3) ひび割れ補修工				
充填		m	5.6	
2. 補修工	右岸擁壁			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	23.000	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (パネル)	レジンコンクリートパネル工, t=10mm	m ²	23.000	支給品
足場	手摺先行型枠組	式	1	
足場	単管	式	1	
3. 補修工	取水口			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	174.000	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (パネル)	レジンコンクリートパネル工	m ²	174.000	
4. 補修工	管理橋			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	197.000	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (吹付)	無機系被覆材	m ²	187.000	
表面被覆工 (パネル)	レジンコンクリートパネル工	m ²	9.100	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
足場	手摺先行型枠組	式	1	
足場	単管	式	1	
(3)ひび割れ補修工				
充填	充填工	m	3.0	
(4)断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	7.000	
下地処理		m ²	7.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	0.2	
5. 補強工	管理橋			
(1)管理橋上部下面補強工	中間床板			
下地処理	ケレン	m ²	38.000	
プライマー塗布	エポキシ系	m ²	38.000	
不陸整正	エポキシパテ	m ²	38.000	
炭素繊維シート接着工	繊維目付400g/m ² 、引張強度3400N/m ²	m ²	38.000	
炭素繊維シート接着工	繊維目付300g/m ² 、引張強度3400N/m ²	m ²	38.000	
仕上げ塗装	中塗り：エポキシ系、上塗り：ウレタン系	m ²	38.000	
(2)管理橋上部下面補強工	張出床板			
下地処理	ケレン	m ²	38.000	
プライマー塗布	エポキシ系	m ²	38.000	
不陸整正	エポキシパテ	m ²	38.000	
炭素繊維シート接着工	繊維目付200g/m ² 、引張強度3400N/m ²	m ²	38.000	
仕上げ塗装	中塗り：エポキシ系、上塗り：ウレタン系	m ²	38.000	
(3)管理橋上部下面補強工	主桁			
下地処理	ケレン	m ²	16.000	
炭素繊維シート接着工	繊維目付900g/m ² 、引張強度1900N/m ²	m ²	99.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仕上げ塗装	中塗り：エポキシ系、上塗り：ウレタン系	m ²	16.000	
(4)足場工				
足場工	吊足場	式	1	
(5)管理橋下部補強工				
基面整正		m ²	13	
コンクリート構造物取壊し	無筋、機械取壊し	m ³	2.7	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	2.7	
コンクリート	21-12-25BB	m ³	13	
型枠		式	1	
コンクリート	18-8-40BB	m ³	1.9	
型枠		式	1	
鉄筋	SD345, D25	ton	0.325	
鉄筋	SD345, D19	ton	0.160	
鉄筋	SD345, D16	ton	0.204	
鉄筋	SD345, D13	ton	0.120	
アンカー削孔	φ 35、L=510	箇所	32.000	
アンカー削孔	φ 29、L=390	箇所	32.000	
アンカー削孔	φ 20、L=330	箇所	4.000	
注入工	エポキシ樹脂系	m ³	0.025	
チッピング処理		m ²	6.200	
コンクリート接着剤塗布	エポキシ樹脂系	m ²	6.200	
6. 仮設工				
(1)仮設道路工				
路体盛土		m ³	580	貸与品
敷砂利	クランツァン, C-40, t=10cm	m ²	89	貸与品

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ポリエチレン管敷設（設置・撤去）	Φ1500	m	56.000	貸与品
大型土のう	設置・撤去	袋	30.000	貸与品
遮水シート張		m ²	30	
作業残土処理		m ³	613.000	
(2)排砂門流路	仮締切			
大型土のう	製作・設置・撤去	袋	100.000	
遮水シート張		m ²	70	
作業残土処理		m ³	83.000	
(3)右岸擁壁	仮締切			
大型土のう	設置・撤去	袋	65.000	貸与品
遮水シート張		m ²	46	
作業残土処理		m ³	54.000	
(4)管理橋				
床掘り	土砂	m ³	505	
床掘り	軟岩 I	m ³	2.000	
埋戻		m ³	352	
作業残土処理	土砂	m ³	111.000	
作業残土処理	軟岩	m ³	2.000	
大型土のう	製作・設置・撤去	袋	25.000	
遮水シート張	遮水シート張	m ²	18	
(5)産業廃棄物処理工				
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	廃プラスチック	m ³	21	
7. その他				
(1)技術管理費				
技術管理費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
圧縮強度試験				
圧縮強度試験	表面被覆工（無機系）	回	1.000	
圧縮強度試験	断面修復工	回	1.000	
圧縮強度試験	超高強度繊維補強コンクリートパネルグラウト材	回	2.000	
圧縮強度試験	レジンコンクリートパネルグラウト材	回	2.000	
付着強度試験				
付着強度試験	表面被覆工（無機系）	回	1.000	
付着強度試験	炭素繊維	回	1.000	
アンカー引抜強度試験				
アンカー引抜強度試験	超高強度繊維補強コンクリートパネル	回	1.000	
アンカー引抜強度試験	レジンコンクリートパネル	回	4.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 補修工				
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	47.000	
(2) 表面処理工				
表面被覆工（パネル）	レジンコンクリートパネル工	m ²	47.000	支給品
(3) ひび割れ補修工				
充填	充填工	m	5.5	
(4) 断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	31.000	
下地処理		m ²	31.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート廃材	m ³	0.1	
2. 補修工	排砂門			
(1) 既設構造物撤去工				
既設ゲート撤去	開閉装置含む	門	1.000	
既設戸当り撤去		門	1.000	
既設機側操作盤撤去		基	1.000	
現場発生材運搬		ton	7.300	
3. 仮設工				
(1) 仮設道路工				
路体盛土		m ³	990	貸与品
敷鉄板	設置・撤去	式	1.000	貸与品
敷砂利	再生グラッサラン, RC-40	m ²	248	
ポリエチレン管敷設（設置・撤去）	Φ1500	m	30.000	貸与品
大型土のう	設置・撤去	袋	83.000	貸与品
大型土のう	運搬・設置・撤去	袋	258.000	貸与品

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
大型土のう	製作・運搬・設置・撤去	袋	25.000	
遮水シート張		m ²	93	貸与品
排水路止水工	遮水シート張、H形鋼（46日）	式	1.000	遮水シート：貸与品
作業残土処理		m ³	1,317.000	
(2)産業廃棄物処理工				
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	廃プラスチック（土木シート以外）	m ³	13	
(3)安全費				
交通誘導警備員		人	59.000	
4. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板（往復）	ton	83.410	
仮設材輸送	H形鋼（往復）	ton	5.530	
(2)技術管理費				
技術管理費				
圧縮強度試験				
圧縮強度試験	レジンコンクリートパネルグラウト材	回	1.000	
アンカー引抜強度試験				
アンカー引抜強度試験	レジンコンクリートパネル	回	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 補修工	岩洞ダム取水塔			
(1) 断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	29.000	
下地処理		m ²	29.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	1.5	
(2) コンクリート工				
コンクリート	ポリマーセメントモルタル	m ³	0.1	
型枠		式	1.000	
2. 付帯工				
(1) 境界杭設置				
境界杭	12×12, 120cm	本	80.000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 ：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 ：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

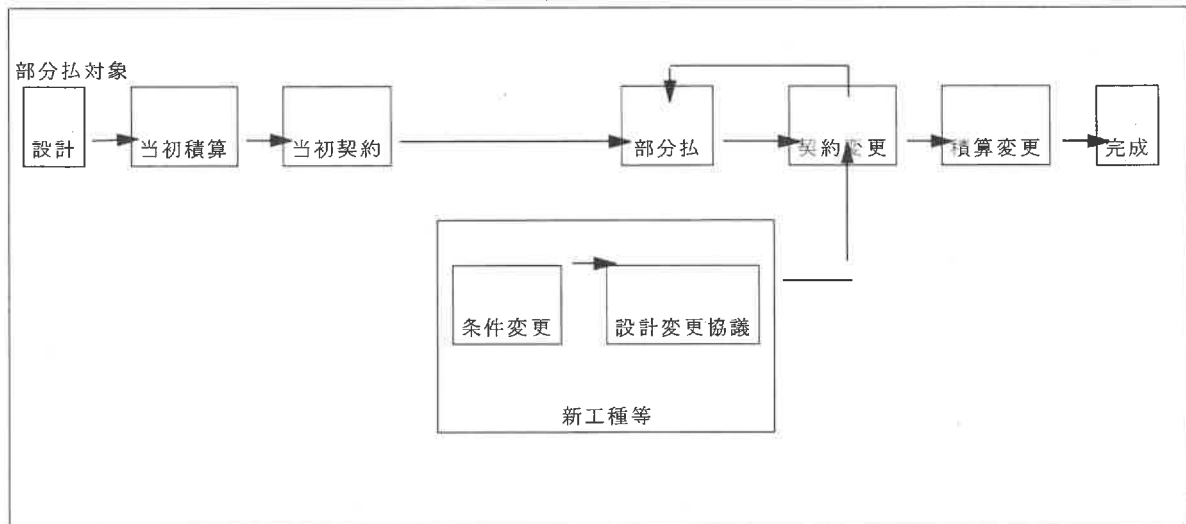
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の□内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 (4 割以内の前払金請求書とともに提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ （工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間

認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過 (ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過) の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

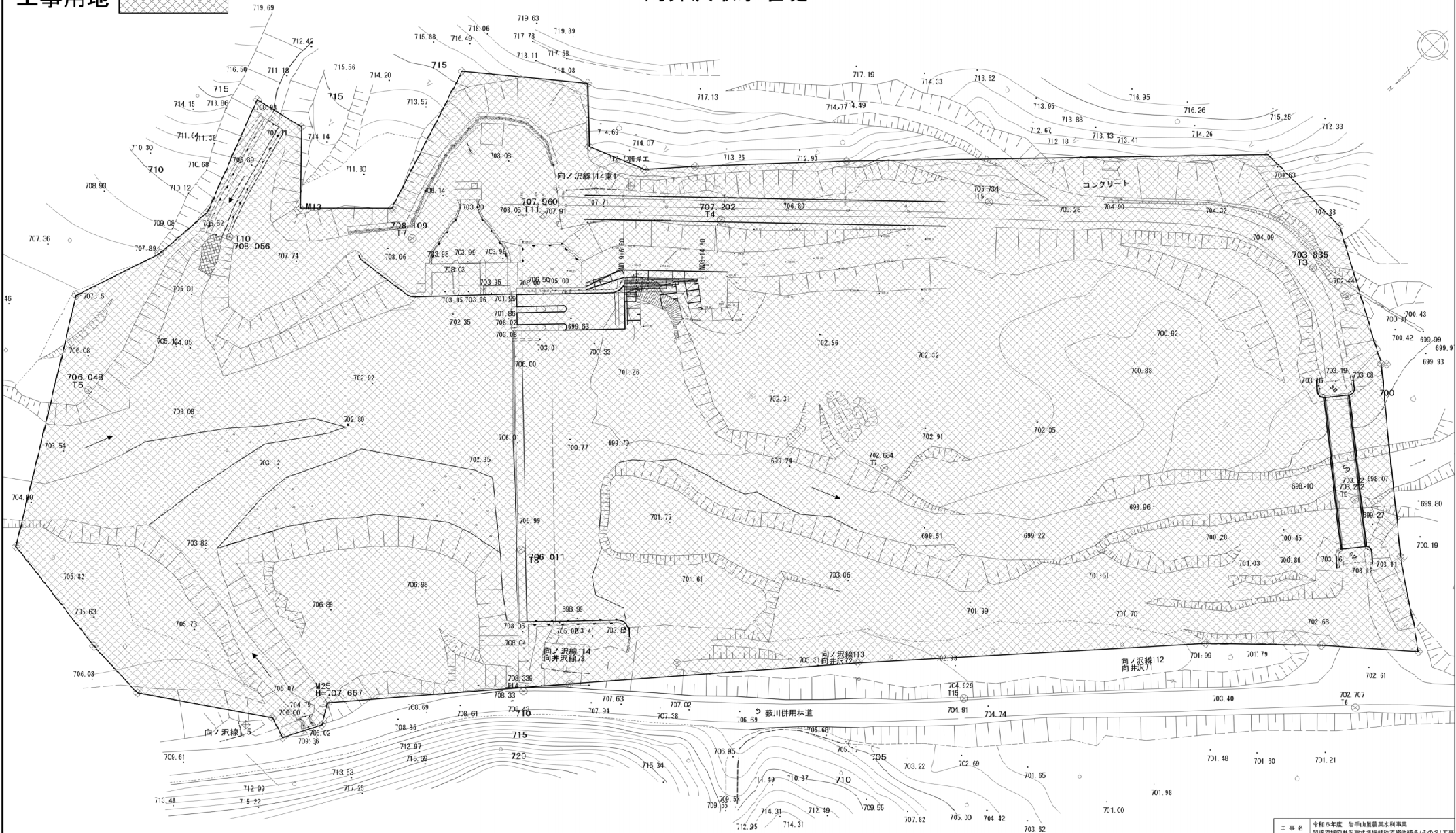
令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

別図－1
工事用地

工事用地図(1/2)
向井沢取水堰堤 S=1/300



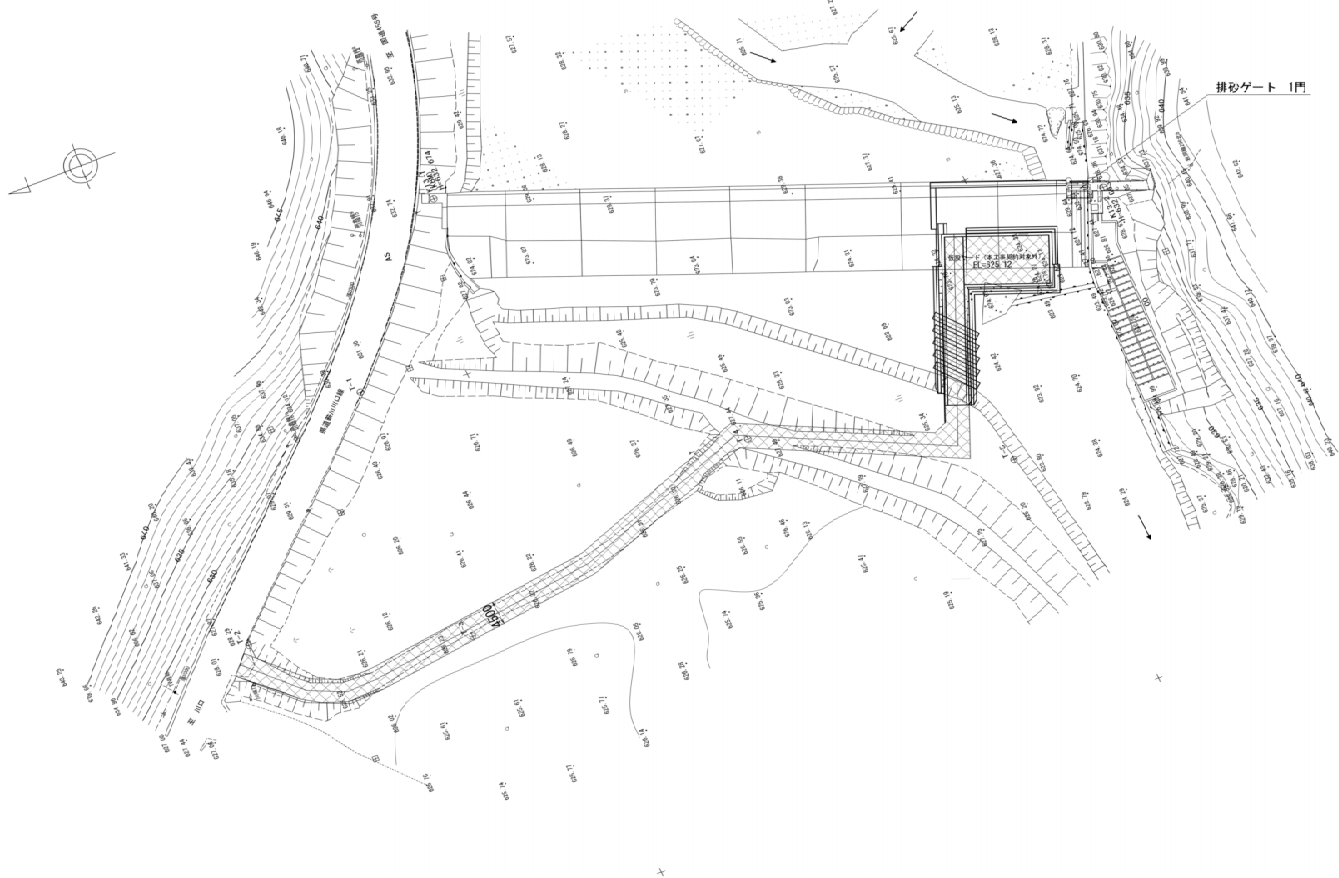
工事名	令和5年度 当平山麓農業水利事業 閉塞流域内排水取水堰堤砂防施設整備(その2)工事		
図面名	工事用地図(向井沢取水堰堤)		
作成年月			
縮尺	1/300	図面番号	
作成者			
事業所名	東北建設局 当平山麓農業水利事業所		

別図－2

工事用地



工事用地図(2/2)
逆川取水堰堤 S=1/500

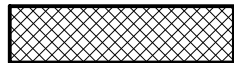


工事名	令和5年度 当平山麓農業水利事業 閉塞流域的利沢取水堰堤砂洗設備補修(その2)工区		
図面名	工事用地図(2/2)		
作成年月			
縮尺	1/250	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 当平山麓農業水利事業所		

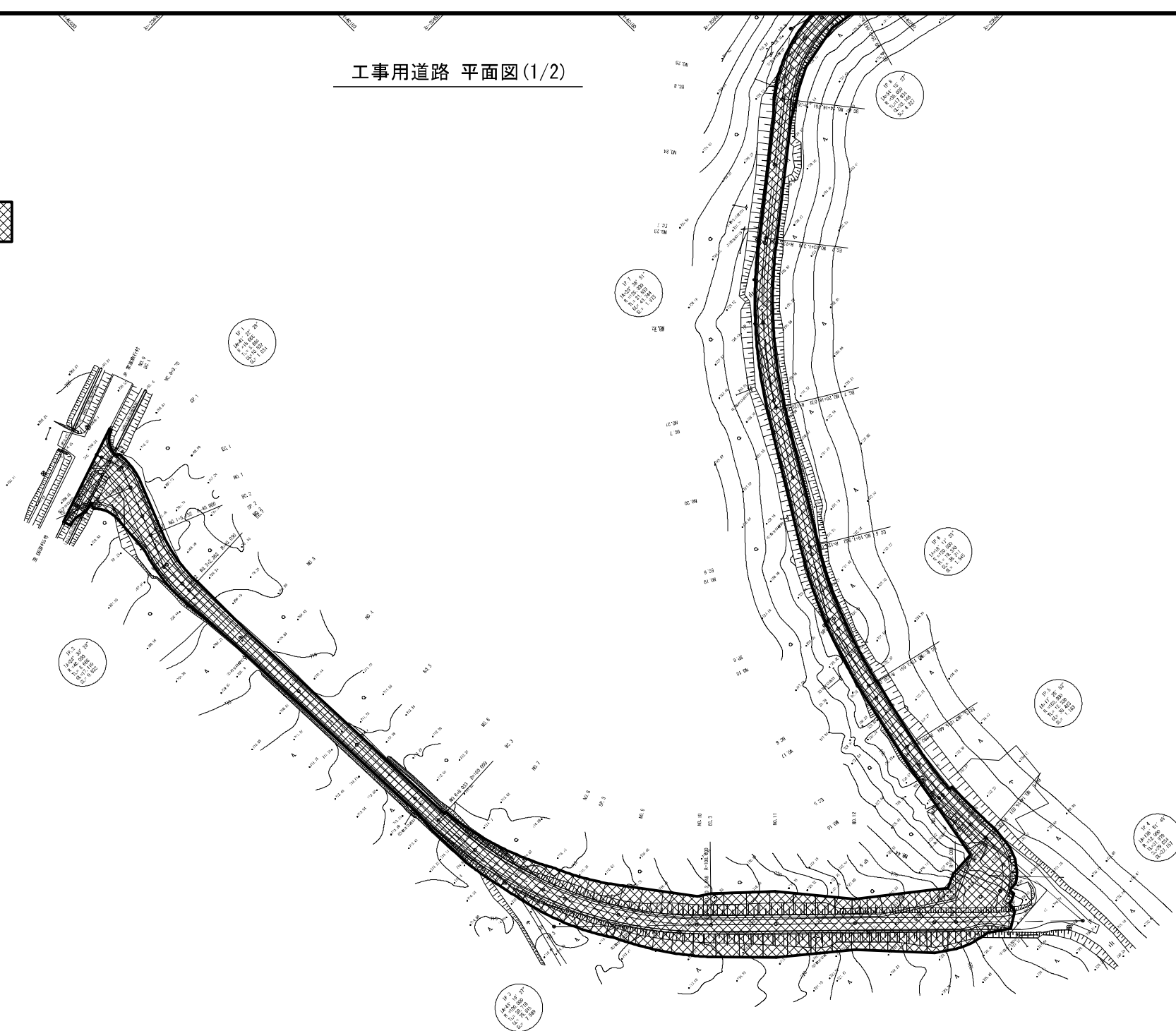
別図-3



工事用地



工事用道路 平面図 (1/2)



※中濃農林地区(新穂地区)内

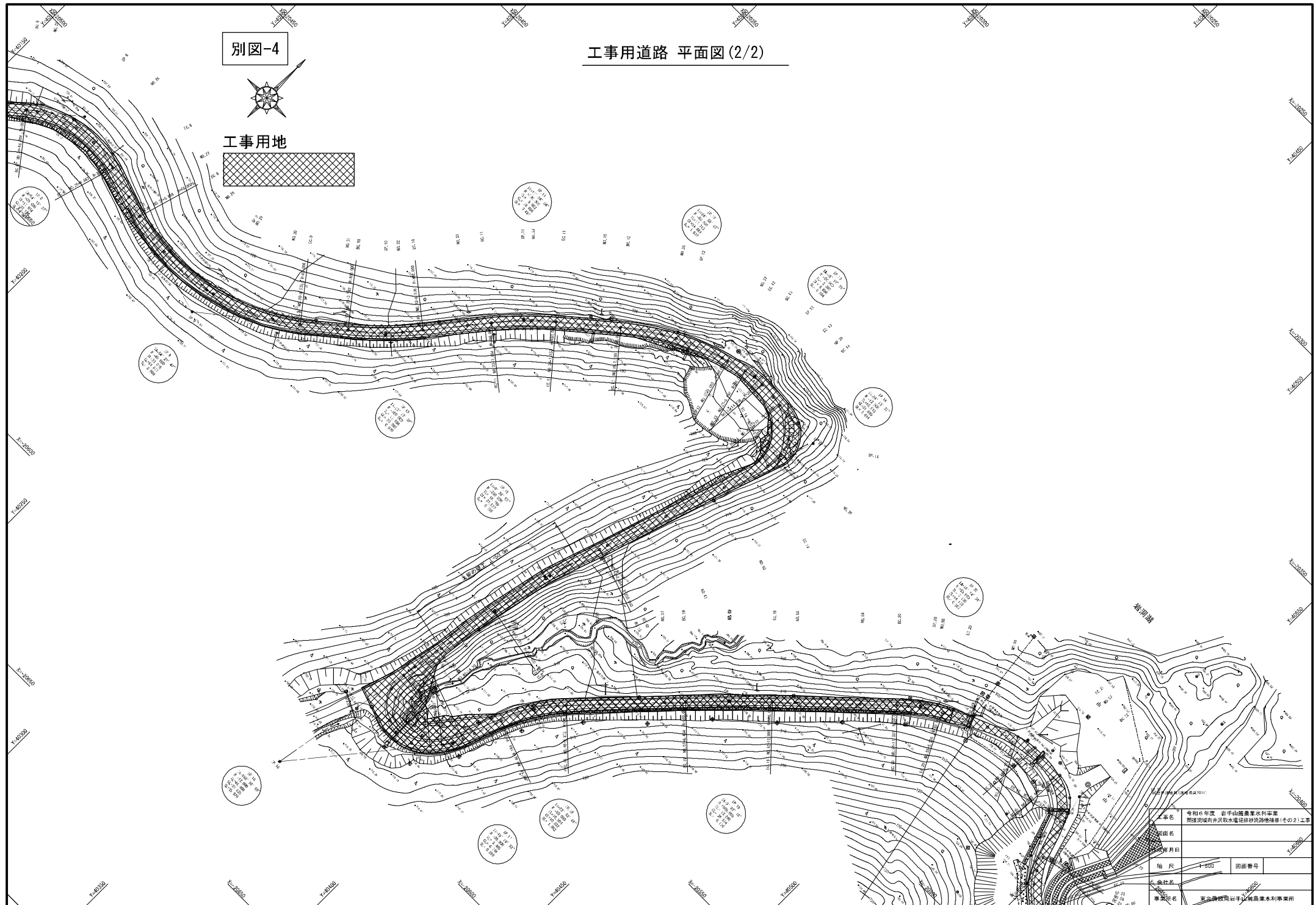
※計画図は、(国土地院)より、R-704、227号を引用した。

工事名	令和6年度 岩手山麓農業水利事業 間接灌漑用井沢取水堤防砂防施設補修(その2)工事		
図面名			
作成年月日			
縮尺	1:500	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局岩手山麓農業水利事業所		

別図-4

工事用道路 平面図 (2/2)

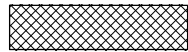
工事用地



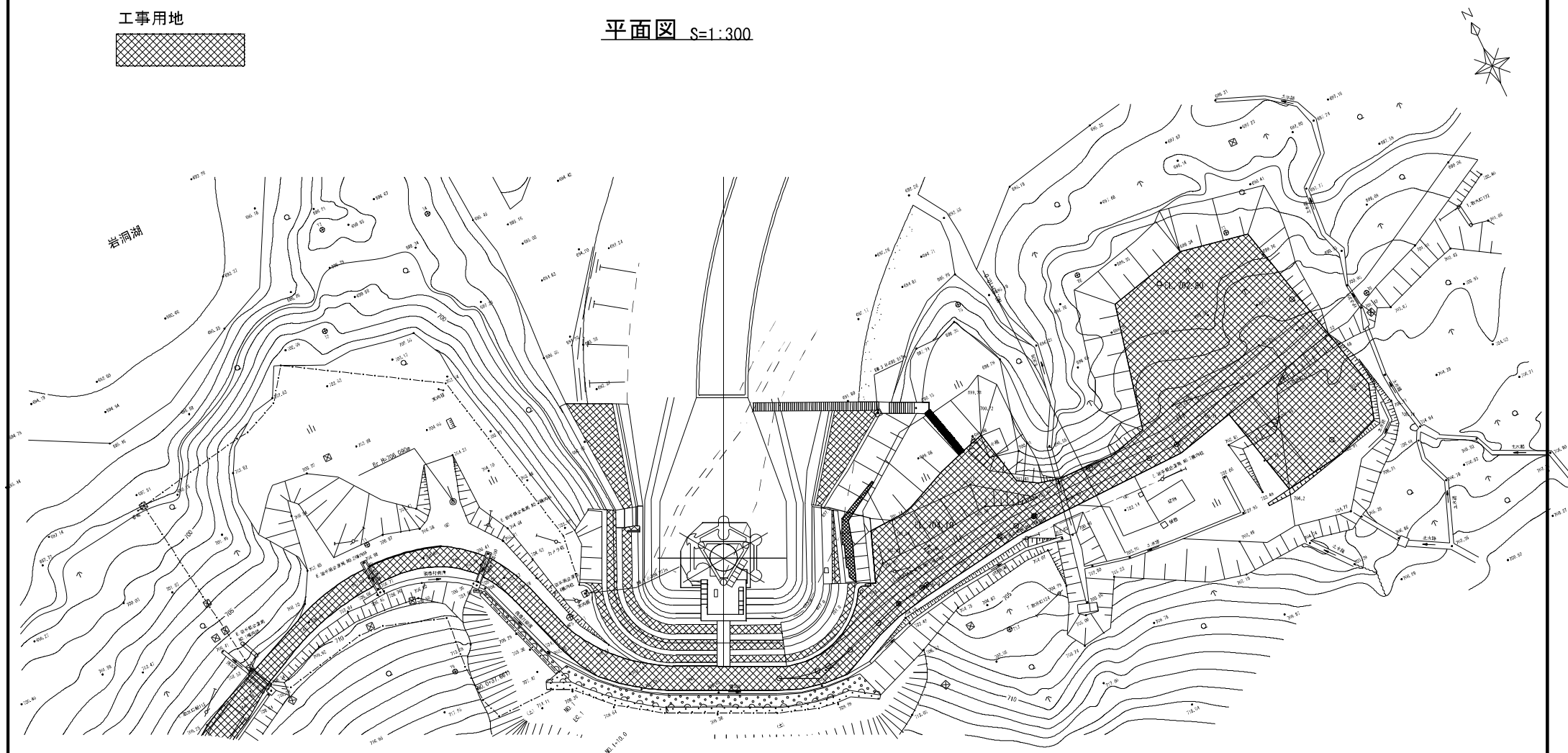
河内市河内町(河内町)11			
工事名	令和6年度 岩手山麓農水利事業 照波沢堤内井沢取水堤防砂防設備修繕(その2)工事		
図面名			
図面月日			
縮尺	1:500	図面番号	
設計者			
事業所名	東北農政局岩手山麓農水利事業所		

別図-5

工事用地



平面図 S=1:300



工事名	令和6年度 岩手山麓農業水利事業 盤津流域内井戸取水設備部分道路補修(その2)工事		
図面名			
作成年月日			
縮尺	S=1:300	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

令和6年度 岩手山麓農業水利事業

間接流域向井沢取水堰堤排砂流路他補修(その2)工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備 考
		当初	
1	位置図	1	
2	向井沢取水堰堤平面図	1	
3	向井沢取水堰堤補修工標準図	1	
4-1/5	向井沢取水堰堤補修工詳細図(1/5)	1	
4-2/5	向井沢取水堰堤補修工詳細図(2/5)	1	
4-3/5	向井沢取水堰堤補修工詳細図(3/5)	1	
4-4/5	向井沢取水堰堤補修工詳細図(4/5)	1	
4-5/5	向井沢取水堰堤補修工詳細図(5/5)	1	
5-1/2	向井沢取水堰堤管理橋補強工詳細図(1/2)	1	
5-2/2	向井沢取水堰堤管理橋補強工詳細図(2/2)	1	
6-1/4	向井沢取水堰堤仮設計画図(1/4)	1	
6-2/4	向井沢取水堰堤仮設計画図(2/4)	1	
6-3/4	向井沢取水堰堤仮設計画図(3/4)	1	
6-4/4	向井沢取水堰堤仮設計画図(4/4)	1	
7	逆川取水堰堤平面図	1	
8	逆川取水堰堤補修工標準図	1	
9-1/2	逆川取水堰堤補修工詳細図(1/2)	1	
9-2/2	逆川取水堰堤補修工詳細図(2/2)	1	
10	逆川取水堰堤排砂ゲート一般図	1	
11	逆川取水堰堤仮設計画平面図	1	
12	逆川取水堰堤仮設計画縦断面図	1	
13-1/4	逆川取水堰堤仮設計画横断面図(1/4)	1	
13-2/4	逆川取水堰堤仮設計画横断面図(2/4)	1	
13-3/4	逆川取水堰堤仮設計画横断面図(3/4)	1	
13-4/4	逆川取水堰堤仮設計画横断面図(4/4)	1	
14	取水ゲート平面図	1	
15	取水ゲート補修工標準図	1	
16	取水ゲート補修工詳細図	1	
17-1/2	取水ゲート付帯工図(1/2)	1	
17-2/2	取水ゲート付帯工図(2/2)	1	
計		30	